

北海道狂犬病発生対策要領

北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課

目 次

○ 北海道狂犬病発生対策要領フロー	
○ 北海道狂犬病発生対策要領	
第1 狂犬病予防員による疑狂犬病の判断	
1 探知及び調査	
(1) 探知	・・・ 1
(2) 聞取り調査	・・・ 1
(3) 捕獲	・・・ 1
2 予防員による疑狂犬病犬の判断	
(1) 疑狂犬病の判断	・・・ 1
(2) 環境・疫学調査	・・・ 2
(3) 報告	・・・ 2
(4) 抑留所への移動等	・・・ 2
第2 北海道知事による狂犬病（疑似症を含む。）の発生の認知	
1 単発と判断できた場合	
(1) 厚生労働省等への報告、通報	・・・ 2
(2) 関係機関への連絡	・・・ 2
(3) 殺害禁止	・・・ 3
(4) 死体の引渡	・・・ 3
(5) 病性鑑定（確定診断）	・・・ 3
(6) 北海道知事による狂犬病の発生の認知	・・・ 5
(7) 調査の終了	・・・ 5
2 単発以外で緊急を要する場合	・・・ 5
第3 狂犬病のまん延防止及び撲滅対策	
1 狂犬病対策本部設置	・・・ 5
2 被害拡大防止対策	・・・ 5
(1) 原則	・・・ 5
(2) 公示及び犬の口輪装着又はけい留命令（必須命令）	・・・ 5
(3) 犬の一斉検診	・・・ 6
(4) 犬の臨時の予防注射	・・・ 6
(5) 犬又はその死体の移動禁止又は制限	・・・ 6
(6) 交通のしゃ断又は制限	・・・ 7
(7) 集合施設の使用の禁止	・・・ 7
(8) 放浪犬の捕獲・抑留・処分	・・・ 7
(9) 放浪犬の薬殺	・・・ 7
(10) その他狂犬病まん延防止及び撲滅対策	・・・ 8
3 終息	・・・ 8
第4 犬以外の適用	・・・ 8
第5 公表	・・・ 8

様式

別記様式 1号	(疑) 狂犬病発生受理票	・・・ 9
別記様式 2号	聞取り調査表	・・・ 10
別記様式 3号	環境・疫学調査	・・・ 11
別記様式 4号	狂犬病発生届出書	・・・ 12
別記様式 5号	狂犬病発生報告書	・・・ 13
別記様式 6号	犬の保管依頼書	・・・ 14
別記様式 7号	隔離犬観察記録	・・・ 15
別記様式 8号	検査の依頼について	・・・ 16
別記様式 9号	犬のけい留命令の告示	・・・ 18
別記様式10号	犬の一せい検診の告示	・・・ 18
別記様式11号	検診台帳	・・・ 19
別記様式12号	犬の臨時予防注射の告示	・・・ 20
別記様式13号	犬の移動の禁止(制限)の告示	・・・ 21
別記様式14号	犬の集合施設の開催等の禁止の告示	・・・ 22
○	報道発表要領	・・・ 23

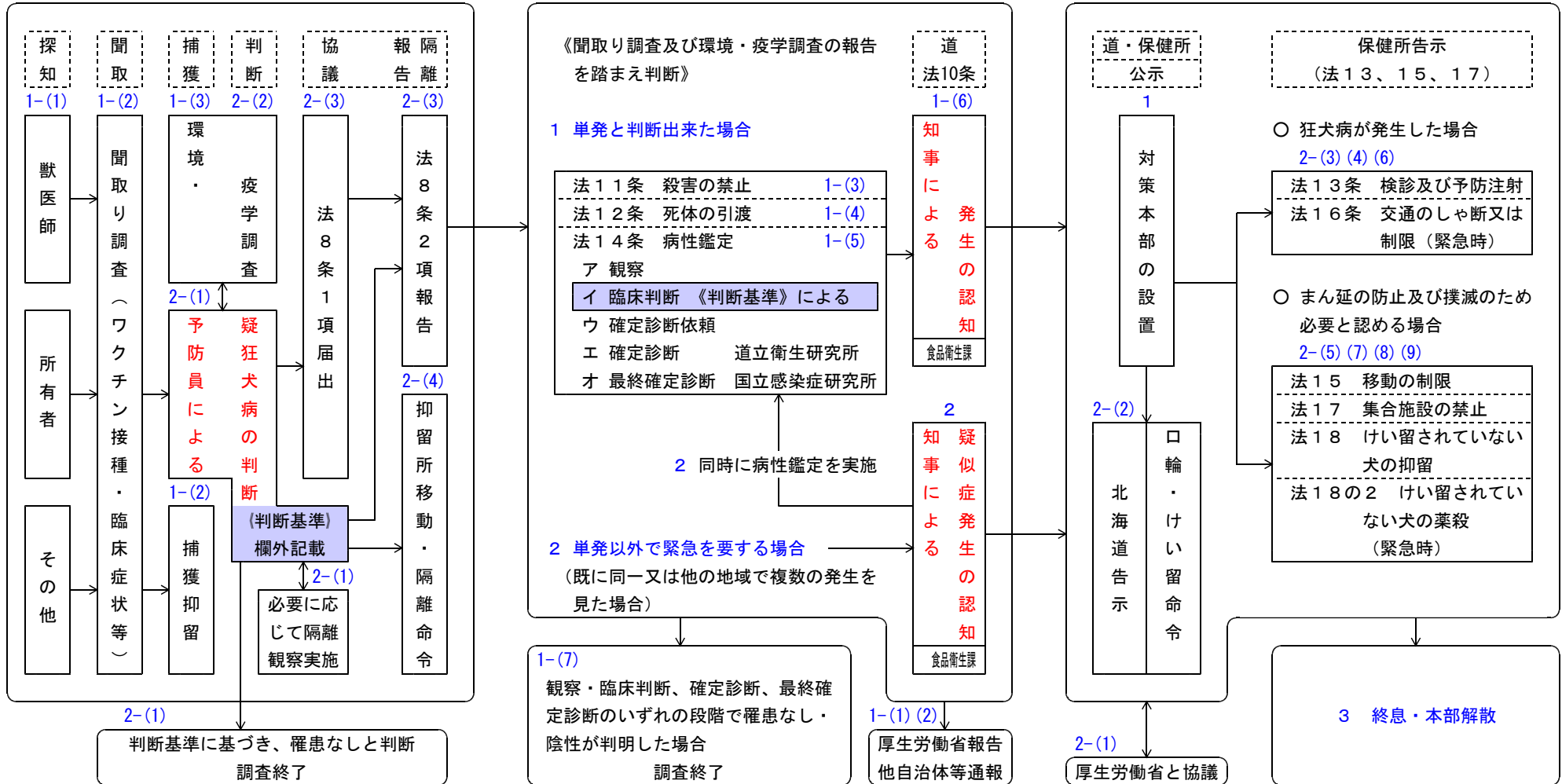
北海道狂犬病発生対策要領フロー

『この要領は、北海道において、狂犬病予防法に基づき犬の狂犬病（疑似症も含む。）の発生に際して、探知からまん延防止及び撲滅対策を迅速かつ的確に講じることを目的とする。』

第1 狂犬病予防員による疑狂犬病の判断

第2 知事による狂犬病(疑似症を含む)の発生の認知

第3 狂犬病発生時のまん延の防止及び撲滅対策



《判断基準》

- 必要条件 ○ 1年以内の狂犬病ワクチンが未接種（不明を含む）
- かつ ・疫学的に感染を疑う事実有り
- かつ ・特有の臨床症状あって、数日の内に興奮が強くなった、麻痺が進行した場合※

(※動物検疫所「犬等の狂犬病検査指針」準用)

第4 犬以外の適用(読替)

(猫, あらいぐま, きつね, スカンク)

第5 公表

法：狂犬病予防法

北海道狂犬病発生対策要領

この要領は、北海道において、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に基づき犬の狂犬病（疑似症も含む。）の発生に際して、探知からまん延防止及び撲滅対策を迅速かつ的確に講じることを目的とする。

第1 狂犬病予防員による疑狂犬病の判断

1 探知及び調査

（1）探知

保健所長は、狂犬病にかかった犬若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬又はこれらの犬にかまれた犬について、当該犬を診断又は死体を検案した獣医師、あるいは当該犬の所有者（管理者を含む。）、若しくはけい留されていない当該犬を発見した者からの通報を受けた場合は、次の調査を行うこと。

（2）聞取り調査

保健所長は、別記様式第1号の（疑）狂犬病発生受理票に通報内容を記載すること。その後、通報者の立ち会いのもとで、当該犬の狂犬病予防注射の実施状況や臨床症状及び獣医師の診断根拠並びに死体の確保状況等を、別記様式第2号の聞取り調査表に基づき調査すること。また、当該犬と同居している、あるいは接触の疑いがある犬がいる場合、又は付近に同様な症状を呈する犬がいる場合は、併せて調査を行うこと。

（3）捕獲

狂犬病予防員（以下「予防員」という。）等は、通報を受けた当該犬がけい留されていない場合、市町村と連携して、可能な限り捕獲檻等を使用して捕獲すること。その場合には、直接素手で捕獲する等咬傷による感染の危険性が高い方法を避けること。万一、咬傷等により感染が疑われる場合は、医療機関で受診し医師の判断で治療、暴露後ワクチン接種等を受けること。

（ワクチン接種可能な医療機関は、FORTH予防接種機関データベース（厚生労働省検疫所ホームページ）を参照すること。）

2 予防員による疑狂犬病犬の判断

（1）疑狂犬病の判断

予防員は、聞取り調査の結果、当該犬が1年以内の狂犬病予防接種が未実施（不明を含む。）で、かつ、疫学的に感染を疑う事実が有り、さらに、異常行動、性格や行動の変化及び症状の変化などの臨床症状の全て又は一部が認められた場合で、数日の内に興奮が強くなったり、麻痺が進行するような神経症状がある場合には、「疑狂犬病犬」と判断すること（以下、「判断基準」とする。）。また、それ以外の場合であっても、必要に応じて当該犬を隔離し経過観

察を行うよう獣医師又は所有者に指示すること。

なお、調査の結果、狂犬病に罹患している可能性がないと判断した場合は調査を終了すること。

(2) 環境・疫学調査

保健所長は、予防員が疑狂犬病犬と判断した場合、その犬の飼養環境や行動範囲から判断して最大半径5キロメートル以内の周辺区域の環境調査及び感染原因や経路の確定・推定等の疫学調査を別記様式第3号により実施すること。

(3) 報告

保健所長は、予防員が疑狂犬病犬と判断した場合、通報した獣医師又は所有者と協議の上、法第8条第1項の規定により別記様式第4号で届出させること。その届出及び放浪犬等で所有者が不明な犬は予防員の判断をもって、法第8条第2項の規定により、別記様式第5号の「狂犬病発生報告書」で食品衛生課あてに報告すること。

(4) 抑留所への移動等

予防員は、疑狂犬病犬が獣医師又は所有者によりけい留されている場合でも、住民の安全を考慮し、極力、保健所の抑留所で抑留すること。その際に、その所有者から犬の保管依頼書（別記様式第6号）を徴収するとともに、保管中の事故（保管した犬のけが、死亡等）が発生した際の責任の所在について協議すること。しかし、それに寄りがない場合には、予防員は、法第9条の規定により、疑狂犬病犬を人や他の動物が容易に近づけない場所で保管、隔離するよう指示し、その状況を定期的に確認すること。

第2 知事による狂犬病（疑似症を含む。）の発生の認知

1 単発と判断できた場合

「狂犬病発生報告書」の報告を受けて、食品衛生課長及び保健所長は、聞き取り調査及び環境・疫学調査の結果から、同一又は近隣の地域において単発の発生であると判断した場合は、次の作業を行うこと。

(1) 厚生労働省等への報告、通報

食品衛生課長は、法第8条第3項の規定により、保健所長から報告を受けた場合又は道内の4保健所設置市長（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市）からその発生の旨の報告があった場合、厚生労働省健康局結核感染症課長に報告し、かつ、道内の他保健所設置市長等にその旨を通報すること。

(2) 関係機関への連絡

保健所長は、関係市町村長、（社）北海道獣医師会支部長に、また、必要に応じて、支庁内関係部局長、近隣保健所長に連絡すること。

食品衛生課長は、衛生研究所長及び（社）北海道獣医師会長に、また、必要に応じて、庁内関係部課長等に連絡すること。

なお、被咬傷者がいる場合は、生活衛生課長は所内の健康推進課長又は子ども・保健推進課長にも連絡し、食品衛生課長は保健福祉部保健医療局健康推進課長に通報すること。

（３）殺害禁止

予防員は、保健所抑留所以外で隔離された疑狂犬病犬について、法第 11 条の規定により、観察期間中に予防員の許可を受けずに殺害することを禁止すること。

なお、住民の安全が確保されない等の理由により、殺害を行う場合は食品衛生課長と協議の上、許可すること。

（４）死体の引渡し

予防員は、疑狂犬病犬の所有者から、保健所抑留所以外で隔離されたその犬が死亡した旨の連絡を受けた場合には、法第 12 条の規定により、狂犬病の病性鑑定のためにその死体を引き取ること。

ただし、予防員が病性鑑定に必要が無いと認めた場合は、この限りでない。

（５）病性鑑定（確定診断）

ア 観察

疑狂犬病犬の観察は 14 日間行うこと。なお、確定診断で確実にウイルスを検出するため、極力、致死処分は行わないこと。

予防員は、観察の間、別記様式第 7 号の隔離犬観察記録に記録すること。また、保健所抑留所以外で隔離された場合は、当該施設へ立入り、保管中の犬の状況を定期的に観察し記録すること。

なお、この観察期間を超え疑似の症状がある場合には、その取扱いについて食品衛生課長と協議すること。

イ 臨床的判断

保健所長は、観察期間中に、第 1 の 2 の（１）の判断基準に基づき、異常行動、性格や行動の変化及び症状の変化における臨床症状が認められ、数日の内に興奮が強くなったり、麻痺が進行するような神経症状がある場合は、病性鑑定のため、犬の死体を解剖することを決定すること。

ウ 確定診断の依頼

（ア）依頼

保健所長は、上記イの決定に基づき、別紙様式第 8 号により食品衛生課長あて確定診断の依頼を行うこと。

食品衛生課長は、その依頼に基づき、道立衛生研究所長あてに確定診断の実施を依頼する

こと。

なお、保健所長は、疑狂犬病犬が既に死亡していた場合には、聞取り調査及び環境・疫学調査の結果に基づき、食品衛生課長と協議の上、確定診断を依頼するかを判断すること。

(イ) 死体の処置について

保健所長は、感染防御のため犬の死体を切断しないで、二重にした合成樹脂袋（オートクレーブ用処理袋等を使用）に入れ、体液等が漏れないよう口締めベルトで密封し、有蓋のプラスチック容器若しくは段ボール箱又は発砲スチロール箱に氷詰め状態で搬送すること。

なお、搬送中、検体は絶対に冷凍してはならない。

(ウ) 材料の搬送

予防員は、公用車を利用し死後 2 4 時間以内に当該検体を道立衛生研究所へ搬送すること。

(エ) 消毒等

保健所長は、使用した器具・衣服等については、オートクレーブで滅菌すること。

また、抑留所の床壁等は、第 4 級アンモニウム塩（逆性石鹼）等を使用してウイルスを不活化すること。

エ 確定診断

(ア) 受け入れ、解剖、検査

衛生研究所長は、保健所から搬送された検体について、直ちに脳の取り出しを行い、直接蛍光抗体法及び RT-PCR 法でウイルスの検索を行い確定診断を実施すること。

(イ) 確定診断の判定

衛生研究所長は、直接蛍光抗体法及び RT-PCR 法の 2 法とも陽性の場合には陽性、2 法とも陰性の場合には陰性と判定し、1 法のみが陽性の場合には疑陽性として判定すること。

なお、陰性の場合には、食品衛生課長から必要に応じ他機関に類症鑑別診断を依頼する。

(ウ) 確定診断の速報

衛生研究所長は、結果が判明した場合、食品衛生課長に速報すること。

オ 最終確定診断

食品衛生課長は、確定診断結果が陽性、又は疑陽性の場合には、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課長あて最終確定診断の実施を依頼すると同時に、道立衛生研究所長に国立感染症研究所長あての検体送付を依頼する。

道立衛生研究所長は、最終確定診断のため、食品衛生課長の依頼に基づき、国立感染症研究所獣医学部長あてに検体を冷凍で送付すること。

(6) 知事による狂犬病の発生の認知

厚生労働省から、最終確定診断結果が陽性と通知された場合には、知事は狂犬病が発生したと認め、直ちにまん延防止及び撲滅対策を実施すること。

(7) 調査の終了

観察・臨床判断、確定診断、最終確定診断のいずれかの段階で狂犬病の罹患していないと判明、あるいは結果が陰性の場合、食品衛生課長及び保健所長は、厚生労働省、関係保健所、関係機関等の長に調査の終了を連絡すること。

2 単発以外で緊急を要する場合

「狂犬病発生報告書」の報告を受けて、聞き取り調査及び環境・疫学調査の結果から、同一又は近隣の地域において複数の発生が認められ、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため緊急の対策が必要であると判断した場合には、知事は狂犬病の疑似症が発生したと認め、直ちにまん延防止及び撲滅対策を実施すること。併せて、第2の1の(1)から(7)までの作業を行うこと。

第3 狂犬病のまん延防止及び撲滅対策

1 狂犬病対策本部設置

道内(4保健所設置市を除く。)に犬の狂犬病が発生、あるいは狂犬病の疑似症が発生したと認めた場合、北海道感染症危機管理対策本部設置要綱に基づき、本庁に北海道感染症危機管理対策本部(本部長は保健福祉部長を充てる。ただし、狂犬病が複数の保健所管内で発生した場合においては本部長は副知事をもって充てる。)を、各保健所毎に北海道保健所感染症危機管理対策地方本部(本部長は保健所長をもって充てる。)を設置し、各種対策を推進する。

2 被害拡大防止対策

(1) 原則

狂犬病のまん延防止及び撲滅のための対策の実施については、保健所長は食品衛生課長と、食品衛生課長は厚生労働省健康局結核感染症課長と、その都度、協議すること。

(2) 公示及び犬の口輪装着又はけい留命令(必須命令)

保健所長は、犬のけい留期間と区域(狂犬病(疑似症を含む。以下同じ。)犬の行動範囲から判断して最大半径5キロメートル以内)を決定し、食品衛生課長に報告すること。

食品衛生課長は、法第10条の規定により、狂犬病が発生した事実と共に、保健所長の報告を基に、区域内の全ての犬に口輪をかけること、又はけい留すること(あるいは両方)について、期間を定めて北海道告示(別添様式第9号のとおり)を行うこと。

北海道告示は、緊急を要することから掲示板又は公衆の見やすい場所に掲示して示達するとともに、報道機関等への発表やインターネット等を利用して広く道民に周知することとし、保健所長は、市町村長と連携して、広報テープや住民周知用配布チラシにより住民の周知を図ること。

(3) 犬の一斉検診

保健所長は、法第13条の規定により、複数の疑狂犬病犬が発見された場合やその犬に咬まれた犬が相当数あるような場合には、あらかじめ、その期間、区域について掲示板又は公衆の見やすい場所に掲示して別記様式第10号のとおり保健所告示を行い、狂犬病感染に関する検診を実施すること。その実施にあたっては、原則として予防員が行うこととし、地域の実情等必要に応じ市町村及び（社）北海道獣医師会支部の協力を得ること。

なお、一斉検診を実施した場合は、検診台帳（別記様式第11号）を作成しておくこと。

食品衛生課長は、狂犬病感染に関する検診を実施することについて、（社）北海道獣医師会長に情報を提供し協力を依頼すること。

(4) 犬の臨時の予防注射

保健所長は、法第13条の規定により、複数の疑狂犬病犬が確認され、その犬が興奮期にあり捕獲できず、他の犬に感染させるおそれのある場合には、咬まれる危険のある犬の免疫を確実に確保しておくため、一定の期間内で臨時の予防注射を実施する。その対象は、発生地域のその年度に予防注射を受けていない飼い犬とする。臨時の予防注射の実施は、あらかじめその区域、日時及び注射を行う場所について別記様式第12号のとおり保健所告示を行うこと。また、その実施にあたっては、市町村と連携を取るとともに、（社）北海道獣医師会支部長に協力を依頼し、原則、動物病院等での注射若しくは獣医師による所有者宅での注射とする。

予防員は、臨時の狂犬病予防注射の実施状況を把握するため、必ず動物病院等の巡回を行うこと。

なお、臨時の予防注射に要する費用は、犬の所有者が負担すること。

食品衛生課長は、保健所が予防注射を実施する場合は、（社）北海道獣医師会長に狂犬病予防ワクチン及び必要な資材の確保について協力を依頼すること。

(5) 犬又はその死体の移動禁止又は制限

保健所長は、法第15条の規定により、必要と認めるときは、市町村やその他の機関と連携して次の措置を実施すること。なお、移動禁止、制限の期間及び区域について別記様式第13号のとおり保健所告示すること。

ア 保健所管内で狂犬病が発生した場合、期間、区域を定めて、当該区域内における犬やその死体の移動あるいは当該区域からの移出の禁止又は制限（狂犬病にかかっていない旨の獣医師の証明書がある場合は移動を認める等）を行うこと。

イ 保健所管内では狂犬病の発生がないが、近隣保健所管内あるいは道内保健所設置市の区域でその発生があった場合、期間を定めて、保健所管内への移入禁止又は制限を行うこと。

(6) 交通のしゃ断又は制限

保健所長は、法第16条の規定により、狂犬病が発生し、交通を遮断又は制限しなければ人

命に危険を及ぼすような緊急の場合には、市町村、地元警察署、消防署、教育委員会及び道路管理者等と連携しながら、72時間を超えない期間を定め、狂犬病犬の所在地及びその付近の交通を遮断（全般的禁止）又は制限（自動車のみの交通を認める等部分的禁止）すること。

なお、この措置は時期を失わず急速に発動しなければならない。併せて、保健所長は、住民の生命を守るため、その期間中に発症犬の捕獲、殺処分を実施し、危害の除去を行うこと。

食品衛生課長は、保健所長が交通を遮断又は制限を実施する場合は、北海道警察、道路管理機関等に協力を依頼すること。

（7）集合施設の使用の禁止

保健所長は、法第17条の規定により、犬が多数集まるイベントの開催等により狂犬病がまん延するおそれがある場合は、集合施設の禁止を命令すること。なお、開催等を禁止する期間及びその区域について別記様式第14号のとおり保健所告示すること。

なお、近隣保健所管内あるいは道内保健所設置市の区域でその発生があった場合も同様とする。

（8）放浪犬の捕獲・抑留・処分

保健所長は、けい留されていない犬について、市町村と連携を取り捕獲を行うこと。

捕獲した犬については、通常時と同様に抑留、公示等を行い、所有者の発見に努めるが、所有者がその犬を引き取らないときは、3人以上の評価人に評価をさせた後に処分をすること。

所有者が発見された場合でも、過去1年以内に予防注射を行っていない犬については狂犬病に感染した疑いがあるものとして、抑留所において観察を継続すること。

予防注射を行っている犬については所有者に返還しても差し支えないが、所有者の自宅において隔離し、他の人や動物との接触を避けるよう指示するとともに、予防員が定期的に訪問し観察を継続すること。

（9）放浪犬の薬殺

けい留されていない犬の薬殺は、緊急の必要があり抑留を行うことが著しく困難な事情がある場合とするが、あくまでも最後の非常手段であることから、実施には慎重を期すこと。

保健所長は、薬殺を実施する場合には、午後10時から翌日午前5時に限って、道路、空き地、広場、堤防等に毒えさを置くことによって行うこと。

なお、予防員は毒えさの置かれた場所を巡視し、前述の薬殺の時間が経過する前にそれを回収すること。

周知については、人やその他の家畜等に被害を及ぼさないよう、薬殺を行う区域内及びその付近に居住する犬の所有者に、薬殺開始3日前までに薬殺を行う区域、期間及び時間、薬品の種類並びに毒えさの状態を記載し文書で通知すること。併せて、薬殺を行う区域内及びその付近で見やすい場所に薬殺3日前から終了まで前述の内容について掲示すること。また、薬殺開

始の日の3日前から薬殺の開始の日までの間における適当な日に、日刊新聞又は放送によつて広く周知を図ること。併せてその他の広報テープ等を使用して周知に努めること。

(10) その他狂犬病まん延防止及び撲滅対策

食品衛生課長及び保健所長は、この要領に定めるものの他、狂犬病まん延防止及び撲滅対策に必要な対策を協議の上、決めることができる。

3 終息

北海道感染症危機管理対策本部長及び北海道保健所感染症危機管理対策地方本部長は、新たな狂犬病の発生が2週間以上ないことや事態が十分に沈静化したことを確認し、学識経験者等第三者の意見を聴取して、対策本部等を解散すること。

また、食品衛生課長及び保健所長は狂犬病の発生から終息までの経緯及び対応について、今後の対応等に資するために報告書を作成すること。

第4 犬以外の適用

1 狂犬病予防法第2条第1項第2号（猫、あらいぐま、きつね、スカンク）の規定による動物

この要領中「犬」とあるのは、第3-2（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）を除き、「狂犬病予防法第2条第1項第2号の規定による動物」と読み替えるものとする。

2 犬及び牛等（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる）以外の動物

狂犬病が発生し公衆衛生に重大な影響があると認められ、かつ、厚生労働大臣が政令で動物の種類、期間、地域を指定して狂犬病予防法の一部を準用した場合には、この要領の一部を適用することができる。

第5 公表

この要領において、公表する場合は、報道発表要領のとおりとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(疑) 狂犬病発生受理票

保健所名 _____

受理者: _____

1 通報の受理 平成 年 月 日 時 分 受理

2 通報者

- (1) 獣医師からの場合は、診断獣医師名、動物病院名、所在地、電話番号など
- (2) 犬の所有者からの場合は、所有者の氏名、住所、電話番号、飼育地など
- (3) (1)、(2)以外の場合は、通報者の氏名、住所、電話番号など

3 該当犬の調査内容

- (1) 所有者氏名
住所
電話番号
- (2) 畜犬・野犬等の区別 (畜犬・野犬・不明)
- (3) 登録年月日 登録番号 年 月 日 NO
- (4) 注射年月日 注射済票番号 年 月 日 NO
- (5) 犬の特徴 犬種
生年月日: 色: 性別: 体格: 特徴:
- (6) 飼育形態 屋内、 屋外 (けい留、柵内放し飼い)
- (7) その他の確認事項 (例: マイクロチップ番号等)

4 発病 (発見) 年月日 平成 年 月 日

5 発生 (発見) 場所

6 被咬傷者の有無及び人数

7 同居犬 (あるいは接触の疑いがあったことが明らかな犬) の有無

※有の場合は上記3の(3)～(6)の事項を聴取すること。

聞取り調査表

区分	調査項目	有	無	不明	備考
----	------	---	---	----	----

狂 予 犬 防 注 射 病 射	○必要条件				有の場合 は必要に 応じて経 過観察
	◎1年以内に狂犬病予防注射を実施しているか？				

未実施か
不明の場合

接 の 触 状 況 等 査	狂犬病発生地域との関連性の有無（渡航・輸入） ↳犬の購入・入手元→有の場合（ ）			
	放浪の有無			
	他の犬との接触・ケンカ等の有無			
	犬以外の動物との接触の有無			

臨 床 症 状	① 異常行動	眠らなくなった			
		落ち着かない			
		目の前のものに噛みつく			
		異嗜（石、土等を食べる）			
		苛立ち			
		口の中を気にする			
		性欲亢進			
		遠吠え			
	② 性格や行動の変化	攻撃的になった			
		逆におとなしくなった			
		なつかなかったものが近づく			
		逆に人をおそれるようになった			
	③ 症状の変化	一過性の発熱			
		流涎			
		眼球突出（それに伴う角膜乾燥）			
		眼瞼下垂			
		口腔内あるいは舌の汚れ・変化			
		耳介の位置の下垂			
		嘔吐・下痢			
		開口			
努力呼吸					
舌の麻痺					
瞳孔散大					
音や光に過敏な反応を示す					

疑 狂 犬 病 と す る

臨床症状の全て又は一部が認められた場合

経過 観察	数日の内に興奮が強くなったり、麻痺が進行するような神経症状があるか？			
----------	------------------------------------	--	--	--

獣 医 師 の 診 断	診断根拠	ウイルスの検出（FA、RT-PCR、 血清抗体検査 臨床症状（ ）		
	類症鑑別の実施 （ある場合は該当） する事項に○	ジステンパー、犬伝染性肝炎、急性の神経症状、咽頭又は食道部の 異物又は損傷、中毒症、細菌性の中樞神経系疾患、 （その他の疾病； ）		
	死体の確保の有無（どちらかに○）		有	無

環境・疫学調査

調査者所属・氏名

調査年月日 年 月 日 午前・午後 時 分

当該犬の特徴 種類 () 体格 (大・中・小) 毛色 ()

その他

○ 環境調査 (調査区域は、当該犬の行動範囲から判断して最大半径5キロメートル以内とする。)

調査区域の状況	調査区域 (住所) 市街地 () ・ 港周辺 () 詳細 (添付書類: 調査区域地図、現場写真等)
調査区域の犬の飼育状況	飼育犬の頭数 (頭) 注射実施の有無の確認 (頭: 注射済/未注射) 飼養状況 (頭: 屋内/屋外/放し飼い) ※複数の飼育犬がいる場合は犬ごとに次の事項について一覧を作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者住所・氏名 ・注射済証番号 ・登録番号 ・特徴 (種類、性、体格、年齢、毛色等) ・飼養状況 (屋内/屋外/放し飼い) ・その他の確認事項 (例: マイクロチップ番号等)
同一地域の犬以外の飼育動物の状況	種類 頭数 飼育状況 (頭: 屋内/屋外/放し飼い) 当該犬との接触の有無の可能性

○ 疫学調査

発病年月日	平成 年 月 日
死亡年月日	平成 年 月 日
感染年月日	(確定・推定) どちらかを○で囲む 平成 年 月 日
感染原因	(確定・推定) どちらかを○で囲む
感染経路	(確定・推定) どちらかを○で囲む
感染地域	(確定・推定) どちらかを○で囲む 1 日本国内: 2 日本国外: 国名 (地域)

狂犬病発生届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所
氏 名

次のとおり狂犬病（疑いを含む。）が発生したので、狂犬病予防法第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 犬等の所有者氏名及び住所
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 犬等の所在地
- 4 動物の種類（犬種）
- 5 犬の生年月日
- 6 犬の毛色
- 7 犬の性別
- 8 犬の呼び名
- 9 犬の特徴・体格
- 10 注射実施年月日及び注射済票番号
- 11 犬等の発見場所
- 12 被咬傷者の有無及び人数
- 13 発病年月日
- 14 犬等の病状
- 15 感染経路
- 16 その他 （例：マイクロチップ番号等）

狂犬病発生報告書

平成 年 月 日

食品衛生課長 様

保健所長

次のとおり狂犬病（疑いを含む。）が発生したので、狂犬病予防法施行細則第8条第2項の規定により報告します。

記

- 1 犬等の所有者氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 犬等の所在地
- 4 動物の種類（犬にあっては、犬の種類）
- 5 犬の生年月日
- 6 犬の毛色
- 7 犬の性別
- 8 犬の呼び名
- 9 犬の特徴
- 10 犬の体格
- 11 注射実施年月日及び注射済票番号
- 12 犬等の発見場所
- 13 被咬傷者の有無及び人数
- 14 発病年月日
- 15 犬等の病状
- 16 感染経路
- 17 診断獣医師の氏名及び住所

犬の保管依頼書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所
氏 名

次のとおり犬の保管をお願いします。

記

- 1 保管依頼理由
- 2 犬の所在地
- 3 犬の種類
- 4 犬の性別
- 5 犬の年齢
- 6 犬の毛色
- 7 犬の呼び名
- 8 犬の体格
- 9 犬の特徴
- 10 登録年月日及び登録番号
- 11 狂犬病予防注射実施年月日及び予防注射済番号
- 12 その他 マイクロチップ番号等

隔離犬観察記録

状態		観察期間(日目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
		観察月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		観察時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
採食の有無																	
飲水の有無																	
① 異常行動	眠らなくなった																
	落ち着かない																
	目の前のものに噛みつく																
	異嗜(石、土等を食べる)																
	苛立ち口の中を気にする																
	性欲亢進																
	遠吠え																
② 行動格変化	攻撃的になった																
	逆におとなしくなった																
	なつかなかったものが近づく																
	逆に人を恐れるようになった																
③ 症状の変化	一過性の発熱																
	流涎																
	眼球突出(それに伴う角膜乾燥)																
	眼瞼下垂																
	口腔内又は舌の汚れ・変化																
	耳介の位置の下垂																
	嘔吐あるいは下痢																
	開口																
	努力呼吸																
	舌の麻痺																
	瞳孔散大																
その他	音や光に過敏な反応を示す																
	痙攣発作																
	嚥下困難																
	昏睡状態																
死亡(日時)																	
記録者(㊟あるいはサイン)																	

○ : 症状有り × : 症状無し又は観察時に確認出来ない場合

番 号

年 月 日

保健福祉部保健医療局食品衛生課長 様

保健所長

検査の依頼について

このことについて、狂犬病予防法第14条の規定により犬の死体を解剖することを決定したので、次のとおり検査を依頼します。

記

1 依頼する検査

狂犬病の確定診断検査

2 検体

狂犬病が疑われる犬 頭

3 その他

(1) 詳細は別紙搬送用データシートのとおり

(2) 検体は直接道立衛生研究所感染症センターに搬送する。

(担当)

別紙

搬送用データシート

道立衛生研究所狂犬病確定診断検査担当者 様

保健所

項目	内容	備考
(1) 確定診断依頼年月日		
(2) 検体情報		
①犬の飼育地（捕獲地）		
②犬の種類 犬の性別		
③犬の生年月日		
④捕獲（隔離）年月日		
⑤主な臨床症状		
⑥死亡年月日（推定含む）		
(3) 搬送状況	有蓋プラスチック容器に冷蔵	
(4) 搬送予定年月日		
(5) 搬送担当者（予防員） 所属職氏名		
(6) 保健所担当者 所属職氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号		
(7) 特記事項		

別記様式第9号

犬のけい留命令の告示

北海道告示第 号

狂犬病（疑似症）の発生につき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第10条の規定により、犬に口輪をかけ、又はけい留することについて、次のとおり命じる。

平成 年 月 日

北海道知事

- 1 犬の口輪装着又はけい留を命じる期間
- 2 犬の口輪装着又はけい留を命じる区域
- 3 犬の口輪装着又はけい留を命じる理由
狂犬病のまん延の防止のため

別記様式第10号

犬の一斉検診の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病（疑似症）の発生につき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第13条の規定により、に基づき、次のとおり犬の一斉検診を実施するので告示する。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

- 1 一斉検診を実施する期間
- 2 一斉検診を実施する区域
- 3 一斉検診を実施する理由
狂犬病のまん延の防止のため

検 診 台 帳

台帳番号

検診年月日	. . . 時刻 :	検診者	
所有者住所	電話 ()		
所有者氏名			
犬の所在地			
犬の呼び名		種 類	
年 齢		性 別	
体 格		毛 色	
登録年度及び登録番号	年度 第 号		
注射実施日及び済票番号	年 月 日 第 号		
検診結果			
備 考	その他の確認事項 (例: マイクロチップ番号等)		

別記様式第 1 2 号

犬の臨時予防注射の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病（疑似症）の発生につき、狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり犬の臨時の予防注射を実施するので告示する。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

1 臨時の狂犬病予防注射を受ける犬は、平成 年度に未実施な犬とする。

2 予防注射を実施する期間

3 予防注射を実施する区域

4 予防注射を実施する場所
最寄りの動物病院あるいは所有者宅

5 予防注射に要する費用
所有者が負担

別記様式第 13 号

犬の移動の禁止（制限）の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 15 条の規定による犬の移動の禁止（制限）について、次のとおり定める。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

1 移動を禁止（制限）する期間

2 移動を禁止（制限）する区域

3 移動を禁止（制限）する理由

狂犬病のまん延の防止のため

4 移動の制限の場合

狂犬病にかかっていない旨の獣医師の証明書がある場合は移動を認める。

別記様式第 1 4 号

犬の集合施設の開催等の禁止の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 1 7 条の規定による犬の集合施設の開催等の禁止について、次のとおり定める。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

1 開催等を禁止する期間

2 開催等を禁止する区域

次の区域内における展覧会等犬を集合させる催物の開催

3 開催等を禁止する理由

狂犬病のまん延の防止のため

報道発表要領

(趣旨)

第1条 犬等（犬又は狂犬病予防法第2条第1項第2号（猫、あらいぐま、きつね、スカンク）の動物。以下同じ。）による狂犬病が発生した場合（狂犬病の疑似症を含む。）に、道民に対する迅速かつ的確な情報提供と、早期にまん延を防止し撲滅を図る必要があることから、報道機関を通じて公表する。

(報道発表の時期)

第2条 狂犬病の発生に際して、次の各号に掲げる場合にあつては、報道機関に発表する。

- (1) 狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。）が発生したと認めた場合
- (2) 北海道狂犬病発生対策要領（以下「要領」という。）第3「狂犬病のまん延防止及び撲滅対策」2に定める対策を講じた場合
- (3) 狂犬病対策が終了した場合
- (4) その他要領第3の1に定める北海道感染症危機管理対策本部長又は北海道保健所感染症危機管理対策地方本部長が報道を必要と認めた場合

(公表実施機関)

第3条 狂犬病の発生に係る報道機関への発表は、次の各号に掲げる機関が行う。

- (1) 北海道感染症危機管理対策本部
- (2) 北海道保健所感染症危機管理対策地方本部

(公表実施方法)

第4条 狂犬病の発生に係る報道機関への発表は、次の各号に掲げるとおりに実施する。

- (1) 資料提供
- (2) 必要に応じて記者クラブでの会見

(公表実施者)

第5条 前条第2号に掲げる会見については、原則として各対策本部長もしくは、各対策本部長の指名した者が実施する。

2 同会見については、原則発表者及びその補佐役の2名以上で対応するが、諸事情によりこれが困難な場合には、単独で発表することも差し支えない。

(公表内容)

第6条 公表する内容については、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 疑狂犬病犬の発生、もしくは狂犬病と確認された犬等の発生の区分
- (2) 発生場所（市町村名：個人情報の保護に抵触するおそれのある場合は、対策本部で協議のうえ決定する。）
- (3) 対応状況（疫学調査、まん延防止及び撲滅措置）
- (4) 本部解散の際に、狂犬病発生から終息までの経緯及び採られた対応報告
- (5) その他まん延防止及び撲滅のために必要な情報

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。